

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七 年 五 月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人あかね会 中島土谷クリニック	広島市中区中島町六一	令和 七・七・ 一
佐々木産婦人科	広島市東区戸坂千足二丁目九番二五号	〃
堂面医院	広島市南区皆実町二丁目八番四号	令和 七・七・ 二五
はだ小児科	広島市佐伯区楽々園五―九―五―三〇二	令和 七・七・ 一
わたなベクリニック	呉市焼山中央二丁目九―四六	〃
武井胃腸科内科	三原市宮沖五丁目八―二〇	〃
なぎさ医院	三原市須波二丁目二二番三二号	〃
たかはしメンタルクリニック	三原市頼兼一丁目一番三号	令和 七・七・ 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 松本内科胃腸科医院	尾道市向東町三五七〇―五	令和 七・七・一
医療法人社団 藤井医院	尾道市因島重井町六三〇九番地	〃
まるやまホームクリニック	福山市南蔵王町六丁目二七番二六号「ニューカモメマンション」一〇二号室	〃
いまだ内科医院	福山市神辺町大字川北三二四番地一	〃
東福山駅前クリニック	福山市引野町一丁目一九番三〇号	令和 七・七・八
じあん眼科	東広島市黒瀬町兼広一〇番地一	令和 七・七・一
佐藤皮膚科クリニック	廿日市市串戸二―一七―四	令和 七・七・一九
円山医院	豊田郡大崎上島町中野四三二二―三	令和 七・七・一
正覚 クリニック	世羅郡世羅町安田六―二	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七 年 五 月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
とよた歯科クリニック	広島市西区庚午北四丁目六番二二号庚午田中ビル一階	令和 七・七・三
フラワー歯科	広島市安佐南区伴中央六丁目一三一―三A	令和 七・七・一
さつき歯科クリニック	広島市安佐南区西原四丁目一九番六号	〃
三条歯科	呉市三条二―一―一七―一〇一	〃
西野歯科医院	廿日市市廿日市一丁目八―一八	令和 七・七・二〇
海田デンタルクリニック	安芸郡海田町南昭和町九―二二	令和 七・七・一
ダイヤモンドシティ歯科	安芸郡府中町大須二丁目一―一	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七 年 五 月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひかりが丘薬局	広島市東区光が丘二二一九	令和 七・七・一
コスモス薬局 本通店	広島市中区本通三一二三	〃
すずらん薬局 庚午店	広島市西区庚午中三丁目六一一	〃
ふかわ薬局	広島市安佐北区深川五丁目一九番八号	〃
山下薬局	広島市安佐北区可部南三丁目九番四五号	〃
ひので薬局 高須店	尾道市高須町四八〇三一一二	〃
なかの薬局	尾道市瀬戸田町中野四〇二一一	〃
くまのみ薬局	福山市御幸町森脇四二六番地八	〃

[illegible]